

事例研究～中国ビジネス法務

(第55回)「三証明書の一本化」を導入
現地法人の登記、変更手続に変化北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

中国の現地法人ではこれまで、営業許可証、組織機構コード証、税務登記証(「三証明書」)を取得しないと合法的に経営活動を行うことができませんでした。しかし、今月1日から「三証明書の一本化」が正式に導入されました。つまり、組織機構コード証と税務登記証は、営業許可証に一本化され、今後、企業は営業許可証(ただし、今回の一本化と関係ない証明書は従来通り必要)を取得するだけで、経営活動が行えるようになりました。今回は「三証明書の一本化」という斬新な新制度のポイントについて、また日系企業に与える影響について簡単に説明いたします。

◇「三証明書の一本化」により影響を受けたケース

日本のA社は、中国青島市に独資の子会社を設立する予定でした。今年5月、事前の調査により会社設立に関する行政手続の確認が完了し、その確認結果に基づいて設立スケジュールが組み込まれました。しかし、社内の折衝のため、今月まで会社設立手続の開始がずれ込むことになりました。そして、今月になってA社は「三証明書の一本化」が導入され、質量技術監督局に組織機構コード証を申請する必要がなくなり、税務署に税務登記証を申請する必要もなくなっていたことに初めて気がつきました。このため、5月の時点で組んだ設立スケジュールは変更せざるを得なくなりました。A社は、再び審査の流れを確認する必要に迫られ、別途スケジュールを立てて、会社設立業務がやっと開始できることになりました。

◇「三証明書の一本化」新制度のポイント

1. 営業許可証、組織機構コード証、税務登記証が営業許可証に一本化されるだけでなく、企業の工商登録番号、組織機構コード、納税者識別番号も「法人団体統一社会信用コード」に一本化され、中国全土において統一された企業識別コードとなります。

2. 政府機関では、現行の法律、法規中の新制度と齟齬(そご)が生じる内容を改正・改善するため、各地方政府の行政審査の流れに大幅な変化が起きるものと思われます。

3. 今月1日以降、新設企業に「三証明書の一本化」がされた営業許可証が交付されるだけでなく、既存企業が登記を変更する場合にも、旧「三証明書」を政府機関に返却し、「三証明書の一本化」がされた新たな営業許可証の交付を受ける必要が生じます。

4. 地方政府は、新旧制度の過渡期を原則として2017年末まで、特に困難な地区では20年末まで設けているため、地方ごとに過渡期が異なる可能性が生じています。過渡期においては、旧「三証明書」の継続した使用が可能ですが、過渡期終了後、旧「三証明書」は失効となります。従って、過渡期の中に「三証明書の一本化」がされた新たな営業許可証に交換するのが必須となります。

5. 「三証明書の一本化」後も、一部の税務登記事項は、従来通り税務署で手続をする必要があります。例えば、次の手続が必要です。

(1) 生産経営場所、財務責任者、会計処理方法等を変更した場合、税務署へ変更申請を行う必要があります。

(2) 「三証明書の一本化」がされた新たな営業許可証を交付された企業が登録登記の抹消手続を行う際は、税務署が発行した「税金完納証明書」を取得してからでないと、工商局で登録登記の抹消申請も行えません。

◇日系企業の皆さまにご留意いただきたいポイント

長期的に見れば、「三証明書の一本化」は、現法の設立および変更手続を簡素化し、企業の負担を軽減するものと思われます。しかし、現段階(過渡期)においては、新旧制度の変更や、証明書を交換するなどの必要があり、地方政府ごとにやり方が異なる可能性もあるため、日系企業として注意深く対応をされることをお勧めいたします。